

定款（会員関係条文抜粋）

令和4年2月17日制定（令和4年3月1日変更）

一般社団法人 NOTOFUE

（種別）

第5条第3項 本会には、次の会員を置く。

- （1）料理関係会員 本会の目的に賛同して入会した料理人個人もしくは法人
- （2）生産者会員 本会の目的に賛同して入会した生産者個人もしくは法人
- （3）法人会員 本会の目的に賛同して入会した企業・他団体

会員となるには、当法人所定の申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（会費）

第5条第4項

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、料理人関係会員、生産者会員、法人会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。

附則

この定款の変更（第5条第3項及び第5条第4項）は、令和4年3月1日から施行する。

入会金及び会費規程

令和4年2月17日制定
一般社団法人 NOTOFUE

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 NOTOFUE（以下「本会」という。）定款第5条第3項の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、発生しないものとする。

但し、当法人のホームページへ写真もしくはインタビューの掲載を希望する場合は以下の費用を別途収受するものとする。

- 料理関係会員 写真掲載 税込 10,000 円/インタビュー掲載 税込 30,000 円
- 生産者会員 写真掲載 税込 10,000 円/インタビュー掲載 税込 30,000 円
- 法人会員 都度相談

※写真並びにインタビューの掲載順序は当法人に一任するものとする。

(月額会費)

第3条 本会の月額会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- 料理関係会員 税込 3,000 円
- 生産者会員 税込 3,000 円
- 法人会員 都度相談

(解約)

第4条 会員はいつでも退会することが出来る。

但し、解約を希望する1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(支払い)

第5条 月額会費については、当月締め・翌月末払いにて支払いを行うものとする、

(変更)

第6条 この規程は、定款第11条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規定は令和4年2月17日から施行する。